正	誤
ページ　段　行	
令和五年三月三十一日（号外第六十八号）公布の厚生労働省令第六十二号（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）	
四〇四　改正前欄終りから一一	五千円）
〃　〃　〃　一五	五千円）
〃　〃　〃　一八	十一万円）
〃　〃　二ホ	十一万円）
四一五　〃　三事業主又は	事業主又は同号ヘ(2)に規定する実施計画を都道府県労働局長に提出した事業主、
〃　〃　四事業主	事業主
四一五ページ四行目の次に次を加える。 9　施行日前に旧雇保則第百十八条の二第二項第一号、第七項第一号、第八項第一号及び第九項第一号並びに附則第十七条の三の規定による読替え後の旧雇保則第百十八条の二第九項第一号の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。 四一五ページ五行目「9」から四一六ページ四行目「28」までの番号をそれぞれ繰り下げる。	
四一五　〃　五施行日前	施行日の前日
〃　〃　七施行日前	令和三年十二月二十一日から施行日の前日までの間
〃　〃　八令和九年三月三十一日	施行日から令和九年三月三十一日
〃　〃　九なお従前の例による	この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）附則第十七条の二の規定を適用する
〃　〃　〃　終りから五	新雇保則
〃　〃　〃　二～一	第二十五項
〃　〃　〃　一	第二十四項
四一六　この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）	
（印刷誤り） 三八二　改正後欄二	一千万円
〃　三	一千万円
令和五年六月六日国土交通省告示第五百七十四号（運輸審議会件名表に登載された件）（原稿誤り） 五ページ上段六行目から八行目の事案の内容欄中は次のとおりの誤り。 1．芦屋市内の特定地帯における路線 現行の220円均一制運賃を、250円均一制運賃に変更する。 2．有野藤原台地区における路線 現行の210円均一制運賃を、250円均一制運賃に変更する。 3．大阪府、兵庫県内の特定路線 現行の1区220円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃を、1区250円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃に変更する。 4．兵庫県内の一部路線（旧阪急田園バスの路線） 現行の対キロ区間制運賃の初乗運賃170円を、初乗運賃190円に変更する。 5．その他の路線 現行の基準賃率33円60銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）を、基準賃率38円60銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃190円）に変更する。	

本紙：令和5年6月12日より引用しております。